

## 外国人留学生対象インターンシップ並びに就業体験プログラム(令和6年度春期)

### 実施概要

東京外国人雇用サービスセンターでは、外国人留学生の国内での就職環境の理解を深めるため、在学中の留学生を対象としたインターンシップ並びに就業体験プログラム事業（以下「インターンシップ等」という。）を実施しております。

海外への生産・販売拠点の進出、国内における国際関連業務の人材補強、企業内での外国人とのコミュニケーション能力の強化等をお考えの企業の皆様方におかれましては、ぜひこの機会にご検討いただき、ご応募いただきますようお願いいたします。

#### 貴社の発展にぜひ東京外国人雇用サービスセンターのインターンシップ等をご活用ください

- ・留学生の持つ多様な発想力により企業の活性化、国際化を促すきっかけとなります。
- ・相互理解の促進により留学生が活躍できる部署、職務を始め雇用管理の改善策が見えてきます。
- ・インターンシップ等を通じて外国人雇用管理のノウハウを蓄積できます。
- ・指導にあたる社員のマネジメント力の向上や国際的視野の獲得が期待できます。
- ・インターンシップ等参加留学生の紹介にあたって費用は一切かかりません。

### <<外国人留学生インターンシップ等の内容>>

#### 参加学生

- ・日本国内の大学、短期大学、大学院に在籍している外国人留学生（全学年対象）で、本インターンシップ等に参加を希望する者

#### 受入企業

- ・外国人留学生に仕事の進め方やビジネスマナーなどを体験させることで、卒業後の就労に向けた実践的準備の機会となるよう専門的・技術的分野の仕事内容のインターンシップ等を実施する企業
- ・インターンシップ等に参加する留学生の指導・監督を行う社員がいる企業

#### 注意事項

- ・インターンシップとは、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下「産学協議会」という。）において整理した、「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」のタイプ3に準拠するものをいいます。対象者は大学3、4年生、短期大学及び大学院1、2年生となり、企業様は産学協議会基準に準拠したインターンシップの要件を満たすと、取得した学生情報を採用選考活動開始後に限り、使用することができます。
- ・就業体験プログラムとは、キャリア教育の一環として行う就業体験のうち、前述のタイプ3に準拠しないものをいい、インターンシップに準じて募集及びエントリー等を行うものとします。対象者は大学1、2年生及び大学院生（博士課程後期）とし、企業様は取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用することができないことにご留意ください。

#### 実施プログラム

- ・実施期間の1～2週間ほど前に当センターで1日の事前講習を実施します。
- ・各企業にて【別紙】の各コースに応じ連続5日間（土日祝除く）を実施します。（※通常の勤務日に土日祝が含まれる場合や、開始日・終了日について希望がある場合はご相談ください。）

**本インターンシップ等は対面式での実施となります。**

**（オンラインによるインターンシップ等は実施しておりません。）**

#### 手当について

- ・当センターが扱うインターンシップ等は無報酬とします。アルバイトではなく、職場体験を目的としています。ただし、企業の判断により交通費や昼食代等について支給していただくことは差し支えありません。

#### 覚書の締結

- ・ インターンシップ等実施にあたり、企業、大学、学生等の役割、参加経費、事故等への対応について、事前に覚書の締結が必要となります。（【様式4】参照）

#### 保険について

- ・ 参加留学生在インターンシップ等の事故により傷害を負った場合や、参加企業や第三者に損害を与えた場合に備え、国が傷害保険・損害保険に加入します。

#### 申し込み方法

- ・ ホームページに掲載の「企業募集用フォーム」に必要事項をご入力ください。

#### 終了報告

- ・ インターンシップ等実施終了後2週間以内に「インターンシップ並びに就業体験プログラム活動評価票」【様式5】をご提出いただきます。また、その際に「留学生インターンシップ並びに就業体験プログラム受入れに係るアンケート」【様式6】のご協力をお願いいたします。

#### その他

- ・ エントリー後、当センターホームページ及び大学等へ情報提供を行います。が、留学生からの参加申込みがない場合もありますので、ご了承ください。
- ・ 専門的・技術的分野の職種での就労に向けて、インターンシップ等をとおして日本国内企業での仕事の進め方など実践的な業務を経験していただきます。留学生は卒業後、専門的・技術的な在留資格に変更して就労することになりますので、インターンシップ等の業務内容が単純作業のみに従事する場合は、お申し込みをお受けできない場合があります。
- ・ 【様式4】【様式5】の用紙は、ホームページに掲載いたしますので、ダウンロードしていただき、ご活用ください。
- ・ ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

ハローワーク新宿 東京外国人雇用サービスセンター  
担当：外国人留学生インターンシップ担当 石村・奥田・小林

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 コモレ四谷 四谷タワー13階  
TEL： 03-5361-8722 Eメール： tgaisen\_kigyou@mhlw.go.jp